広報 おだわら
No.321
昭和52年 1月
編集・発行 小田原市役所広報課 印刷㈱文進堂
小田原市荻窪300番地 〒250
昭和29年10月25日 第3種郵便物認可 毎月1日発行1部3円
人口 175,362 世帯 48,168 (12月1日現在)

小田原市長
中井一郎

新年あめでとうございます。

市民のみなさんもご家族そろってすがすがしい新春をお迎えのことと、心からお喜び申し上げます。

私が市政に携わって八年、この間、みなさんのご理解とご協力のお除をもちまして本市発展のための行政遂行に邁進できましたことは本当に幸せでありまして感謝の念でいっぱいです。殊に約年間庁舎の建設、小田原市役所前駅東口広場の整備、鴨宮北土地区画整理事業の推進、小田原駅東口広場の伸展を見ますと、多くの事業が着々と進められてきました。

しかし、一方、景気の低迷、財政状況の悪化、厳しい財政上の制約、行財政全般の総点検、経費の節減に努め、市民のみなさんにも「ごみ袋の減量と資源の再利用運動」の推進などご協力いただき、成果を挙げることができました。

今年は、この財政事業推進打開のため地方税法の改正に全力を傾注するとともに、行政に寄せられる意見や要望を最大限に反映できる希望の年にしたいと念願しています。

特に、救急医療問題の解決は、この清掃工場の建設に着手し、更にこれの余熱利用による老人憩いの家の計画も検討していきます。また生活に潤いを与えてくれる緑を後の世に残すため昨年暮に約1万本の木、くろまつ一本を大切に育てていただくことにも、自然を生かした森林公園や園芸ランドの実現に努めたいと思います。

このほか山積する行政需要に対しても、行金完成を機に制定した「市民憲章」の誓いを念頭に、これまで培った礎の上に立って一つ一つ着実に実行していく考えです。

市民のみなさんも子孫に誇れる明日の小田原の建設のために一層ご支援を賜りますようお願いいたします。

小田原市議会議長
堀口三郎

明けましておめでとうございます。

昭和五十二年の新春を迎え、市民のみなさんのご清福とご繁栄を心からお祝い申し上げます。

昨年を顧みますと、我が国の経済は世界的な不況の中にあってなお低迷の域を脱することができず、加えて政治に対する批判の高まりもあって世情混沌の一年でした。

こうした中で地方自治体の財政事情も次第に硬直化の傾向を示しつつあり、行政需要は質・量的にも増加する中で、その運営には一層の努力が要求されております。

本市では、昨年市庁舎の完成や小田原駅東口広場の整備を見るなど、なお近代都市として調和のとれた住みよい街づくりには多くの問題が残されております。

本市議会においましましまし

市の木「くろまつ」を配布

全世帯と小・中学校などに

大きく育てて緑の都市に

市では、昨夏の「月」、市の木、「くろまつ」の苗を（つぼ）を、全世帯と小・中学校などに配布しました。

◇内容

「くろまつ」の苗は、高さ約20センチ、根元直径約1センチ、葉の長さ約5センチ、枝ぶり良好で、根元に根鉢（ねはち）があり、根の発育良好なものです。

◇配布

昨年の市の方針に基づき、去年の秋、市内の小・中学校の全児童に配布しました。

今年は、次に掲げるかたちで、市の全世帯（「くろまつ」）に配布します。

◇配布の方法

①小・中学校の全児童に配布します。

②市内の全世帯に配布します。

③市役所、支所、出張所、公民館、図書館、保育所、老人福祉センター、市営住宅、市営駐車場、市営プール、市営体育館、市営運動場、市営墓地、市営斎場、市営市場、市営屠場、市営と畜場、市営火葬場、市営ごみ処理場、市営し尿処理場、市営浄水場、市営ポンプ場、市営下水道処理場、市営水道、市営ガス、市営電気、市営電話、市営郵便、市営放送、市営交通、市営学校、市営病院、市営保育所、市営老人福祉センター、市営図書館、市営公民館

足柄小に文部大臣賞

―学校給食30周年記念大会で―

ランチルームでの給食は特に楽しみが多い

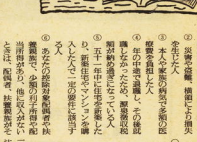

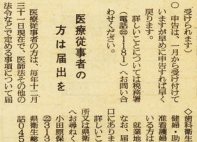

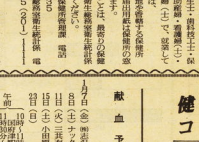

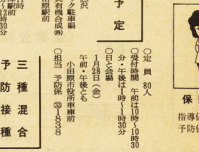

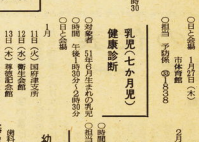

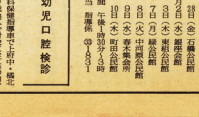

優良校として栄養教諭表彰されました。

足柄小学校給食は、昭和二十二年に学校給食（ミルク給食）が開始され、本校の教育目標の一つ「心身共に健康な子ども、人のために働く子ども、自分で仕方を工夫する子ども」になるよう学校給食を学級単位で運営されています。

また、学校給食を通じて、明るい社会生活の基礎となる集団の協力と、生活の知恵、人間関係の育成を目指しています。

また、現状会の協力により、より保育園の協賛理事会で、優秀な成績を挙げてきました。特に五年度以降は、給食委員会を中心に、児童会の協力により、給食委員会が、人のお役に立てるよう、「明るい給食」を目指して、毎日、毎日、「明るい給食」を目指して、毎日、毎日、「明るい給食」を目指して、毎日、毎日

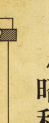

財政状況の公表

市では、市民のみみなさんに本市の財政がどのようになっているかを理解していただくため、毎年六月と二月に財政状況を公表しています。
今回は、昭和五十年度の決算と昭和五十一年度の上半期分の財政状況を公表しました。
今後とも市政に対する理解、ご協力をお願いいたします。
なお、詳しいことについては、財政課（電話031－31－3）へお問い合わせください。

昭和50年度決算の状況

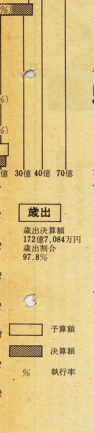

入 率	歳出決算額	支 出 率
.0%	207億4,504万円	99.4%
.4%	4,583万円	90.1%
.3%	10億6,423万円	99.5%
.5%	21億3,925万円	97.6%
.5%	2,244万円	84.0%
.1%	1億2,718万円	84.6%
.9%	4億3,018万円	97.3%
.6%	2,610万円	72.4%

計）

	決算額	執行率
	16億2,602万円	99.8%
	18億4,514万円	98.6%
	13億9,273万円	98.5%
	17億6,544万円	96.5%

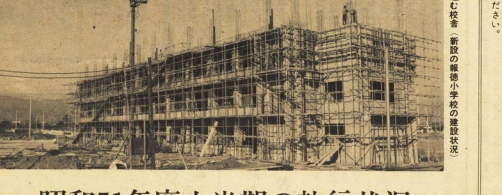

鉄筋化が進む校舎（新設の報徳小学校の建設状況）

昭和51年度上半期の執行状況

（昭和５１年４月１日～９月３０日）

《特別会計》

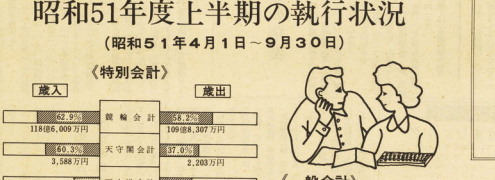

（斜線は執行率、金額は執行済額）

《企業会計》

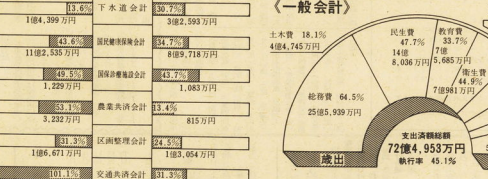

（斜線は執行率、金額は執行済額）

《一般会計》

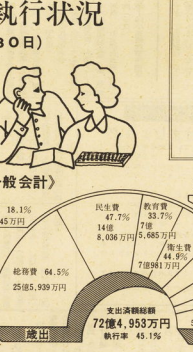

私たちの代表 会補欠選挙 月６日(日)

私たちの市民の代表を決める市長選挙及び市議会補欠選挙が二月六日（日）午前七時から午後六時まで市内四十六の投票所で行われます。
今回の市長選挙は、現役の任期満了によるもので、市議会補欠選挙は、一名欠員により行われ、私たち市民に参与する権利行使であり、明日から私たちの生活、ひいては小田原市の今後の発展にさまざまな影響を及ぼします。
小田原市の選挙は、人情を絡めて住みよい豊かな小田原市の建設のために、ふさわしい立派な人を市政に、市議会議員に選びましょう。

＊気軽に投票所へ

投票時間は、朝七時から夕六時までですからこの時間内であればあなたの都合のよい時間に場券を持って気軽に投票所へお出掛けください。入場券にはあなたが投票する場所が書いてあります。
なお、入場券は一月三十一日から二月日までに市の職員が各世帯のおそ先にお届けします。また投票のためのお出掛けの際は、この入場券を投票所へお出掛けになり受付の係員にそのまま出せばよいのです。

＊投票用紙の書きかた

投票用紙は市政と家庭を結ぶ大切な一票です。
せっかくの投票が無効となってはなにもなりません。投票に当たって大切なあなたの一票を生かすためには、少なくとも次の点に十分注意ください。
① 候補者の氏名は外ニ（）や＊などの記号を書かないこと
② 候補者の氏名は外ニ（）内に紙一杯に大きな字はっきりと書くこと
③ 無効になります。

＊旅行中や字の書けない人は

選挙権があっても投票の当日やむを得ない用事のため投票所へ行けない方には、不在者投票の制度があります。
また投票所へ行って手が不自由なため、あるいは文盲で字が書けない方のために代理投票、目の見えない方のために点字投票等、市内投票のほかに期日前投票、自宅投票、病院投票があります。
これらの制度を利用して、貴重な一票をむだにしないようにしましょう。

▽不在者投票▽

次のような場合で投票日に自ら投票所へ行くことができない方は、一月二十七日から一月五日までの間、午前八時三十分から午後七時までに限り不在証明書投票が

地域医療審議会の設置ほか

＝＝市議会十二月定例会＝＝

十二月定例議会が、十二月一日から十四日までの十五日間を会期として、小田原市議会議場で開かれました。

本会議では、本町が提案した、地域医療審議会の設置ほか十四件の条例、補正予算ほか十四件の議案、一般会計決算を含む特別会計の決算、昭和五十年度分の各会計決算認定、昭和五十年度分の各会計歳入歳出決算の認定、一般会計の繰越明許費の設定、公有財産の取得、債務負担行為の変更の議案、ほか、報告事項として、専決処分の報告、及び発言通告のあった次の二件の質疑・質問が行なわれました。

▼不燃処理センターについて

○小田原市小田原市外二市一町組合議員・長谷川

▼地域医療センター建設について

○小田原市小田原市外二市一町組合議員・小沢

▼ごみ処理施設について

○小田原市小田原市外二市一町組合議員・長谷川

▼ごみ処理施

話題の広場

作品には名札を付ける

自慢の作品を搬入

手のこんだものが多い

味な作品ぞろい
第8回老人作品展

「余生を趣味で楽しむ」これこそ理想的な老後の過ごし方。

この趣味にもいろいろあるが、手造りの作品を一堂に展示し、お互いの励みにしようと老人クラブ連合会が中心となり、六回目を迎えたこの作品展。囲碁、手芸、盆栽、彫刻、俳句など毎回バラエティーにも富み、それぞれ傑作ぞろい。

作品は特徴は、時間を度外視した手のこんだものや、枯れた味わいのものが多く、若い人にはちょっとまねができない。

会場となった市民会館の小ホールには、二百三十九点が展示され、出展者の家族を中心に多くの人々が訪れ、和気あいあいとした雰囲気の中、丹誠こめた作品に心からの喝声があがる。

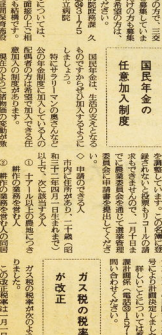
多くの人が訪れる

受付準備も完了

おしらせ

市立病院眼科診療日が変更

眼科の外来診療は、昭和五十年一月四日から次の通り変更いたしますのでお知らせいたします。

◇診療日
月・火・木・土曜日の午前診療をいたします。

ただし土曜日は、午後も診療受付時間は、午十一時までです。

◇休診日
日曜日は、休診にいたします。

戸籍謄・抄本の請求方法が変更

戸籍法の改正によって、昭五十年一月一日から戸籍謄・抄本などの請求の方法が変更になります。

◇申請書の提出
◇代理人による請求
◇郵送による請求

◇申請書の提出
◇代理人による請求
◇郵送による請求

市税の表示は街区符号でも

戸籍謄抄本の請求の際、市税の表示は、「字名」「字」「番地」または「街区符号」のいずれかを用いてお申し出ください。

なお、昭和五十年度分の市税から本籍の表示として、「街区符号」を表示することになります。

看護婦を募集

市では、助産婦、看護婦、准看護婦の資格を有する方で、三名程度採用の予定です。

◇勤務時間・給与
市立病院就業規則に準じます。

◇勤務場所・給与
市立病院就業規則に準じます。

◇勤務時間・給与
原則として、午前8時30分から午後5時30分まで。

◇勤務先　小田原市内病院
◇勤務時間・給与
原則として、午前8時30分から午後5時30分まで

昭和52年 ◇消防始式◇

小田原市消防本部・消防署・消防団

ところ　城内小学校校庭・お堀端通り

とき　1月11日(火)9時30分から11時35分まで

サイレン吹鳴と通行止め

当日は、午前7時を期して市内全域で、一斉にサイレンを吹鳴しますので、火事ときちがえないよう注意ください。

また、お堀端通りで放水演技などを行うため、午前10時から12時まで、一部道路が通行止めとなりますのでご協力くださるようお願いいたします。

流書ノートコンクール

岩本くん（矢作小）と石井さん（泉中）に市長賞

市立常盤文化館・市学校図書館協議会主催の第7回流書ノートコンクールに、市立小田原小学校の岩本くん（矢作小5年）と、市立泉中学校の石井さん（泉中2年）が応募され、市長賞を受賞しました。

◇流書ノート◇

市内小学校・中学校の児童・生徒の中から、「流書ノート」を作成し、これらの中から、優秀な作品が次の通り選ばれました。

○小学校の部

○中学校の部

○小学校の部

○中学校の部

○小学校の部

○中学校の部

今月の行事

市民会館

大ホール▽

1月8日（土）民風船コンサート（18時～20時）
1月9日（日）フジテレビ「歌のベストテン」第4回目収録（18時～20時）
1月16日（日）第4回目収録（18時～20時）
1月23日（日）第4回目収録（18時～20時）
1月29日（土）小田原愛の舞踊会（18時～20時30分）
1月30日（日）小田原愛の舞踊会（18時～20時30分）
2月6日（日）小田原愛の舞踊会（18時～20時30分）
2月13日（日）小田原愛の舞踊会（18時～20時30分）
2月20日（日）小田原愛の舞踊会（18時～20時30分）
2月27日（日）民音月例（18時～20時30分）
3月6日（日）第8回小田原ジャズ・フェスティバル（18時～20時30分）
3月13日（日）小田原愛の舞踊会（18時～20時30分）
3月20日（日）小田原愛の舞踊会（18時～20時30分）
3月27日（日）民音月例（18時～20時30分）
4月3日（日）小田原愛の舞踊会（18時～20時30分）
4月10日（日）小田原愛の舞踊会（18時～20時30分）
4月17日（日）小田原愛の舞踊会（18時～20時30分）
4月24日（日）小田原愛の舞踊会（18時～20時30分）
5月1日（日）小田原愛の舞踊会（18時～20時30分）
5月8日（日）小田原愛の舞踊会（18時～20時30分）
5月15日（日）第9回小田原ジャズ・フェスティバル（18時～20時30分）
5月22日（日）市民会館旦那主催第25回区教師歌大会（18時～20時）

小田原市民憲章

わたしたちは、美しくおだやかな相模灘にのぞみ、梅の香におられる天守閣をあおぎ、「小田原」の名にふさわしい文化を誇りとし、西洋の近代都市としての機りなき発展に努めることを、市民憲章を定めます。

一　健康で明るい生活を大事にし、豊かな心をそだてましょう。
一　元気で働くことを喜び、しあわせな家庭をきずきましょう。
一　隣人と仲良くし、だれにもやさしく親切にしましょう。
一　いきいきと守り、力をあわせ、住みよいまちをつくりましょう。
一　緑と水を大切にし、平和な明日の繁栄につとめましょう。

石油ストーブは対震装置付に

―10月1日から適用―

地震・暴発などしやすいは、火災が起きることが多いが、大きな火災を防ぐ為、石油ストーブは、ゆれの中で、自動的に消火して完全に消えること、非常に簡単な構造で、石油ストーブは、石油ストーブ、石油ファンヒーター、石油暖房機の3種類があります。

また、過去の調査で、ある市町村が調査したところ、ストーブの出荷は、保有世帯ストーブからの出荷は、保有世帯数の約3倍にもなっている。

この為、暴発事故が多く、五百数件の火災が生じ、多大な被害を受けている。

以後は、対震装置付の燃焼の石油ストーブは、使用しなければならないことになりましたので、ご注意ください。

※月一日～二月四及び九月四日　製造日　月末迄納品日予定。

自動車文庫

自動車の消火器の「販売禁止」について

今年上七月から安全器具なければならない」と法令改正されました。

小田和四十八年に「小田原の家庭の電気器具は、すべて、一日から適用されました。

ご注意!!

消火器の販売は、電気器具の販売と違い、特別な資格は、必要ありません。

○　一度、消火器を買ったお客様は、一生、お客様になります。

○　消火器は、使用期限があります。

○　消火器は、使用期限が、過ぎたら、使用できません。

○　二十日以内に、消火器の点検に来ます。

○　消火器は、あのまま、使用できません。

○　消火器は、使用期限が、過ぎたら、使用できません。

○　消火器は、使用期限が、過ぎたら、使用できません。

○　アパートでは、自分にも、責任がなければいけない。

○　この点検については、起生、なければ、ならない。

○　この点検については、起生、なければ、ならない。

○　消火器は、使用期限が、過ぎたら、使用できません。

○　消火器は、使用期限が、過ぎたら、使用できません。

○　消火器は、使用期限が、過ぎたら、使用できません